

【目 次】

◆相談しましょう

| | |
|-------------|---|
| 介護についての相談 | 1 |
| 地域包括支援センター | |
| 生活全般についての相談 | 2 |
| 交野市社会福祉協議会 | |
| 健康についての相談 | 2 |
| 電話健康相談 | |

◆健康な生活のために

| | |
|---------------------|---|
| 健康手帳の交付 | 2 |
| 健康診査（がん検診・成人歯科健診など） | 3 |
| 高齢者肺炎球菌予防接種 | 3 |
| 高齢者带状疱疹予防接種 | 4 |
| 高齢者インフルエンザ予防接種 | 4 |
| 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種 | 4 |
| 頭の元気度チェック | 5 |
| 脳に効く音読教室 | 5 |
| 体力測定会 | 5 |

◆在宅生活を応援します

| | |
|-------------------------|----|
| 高齢者補聴器等購入費助成事業 | 6 |
| 高齢者家族やすらぎ支援事業 | 6 |
| 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業 | 6 |
| 認知症高齢者等見守り二次元コードシール交付事業 | 7 |
| 高齢者ガイドヘルプサービス | 7 |
| 地域住民への見守り | 7 |
| 生活管理指導短期宿泊事業 | 8 |
| 高齢者・障がい者等外出支援事業 | 8 |
| 車いす等の貸出 | 8 |
| 移送サービス事業 | 9 |
| 訪問理美容サービス | 9 |
| 緊急通報システム | 10 |
| お元気コール | 10 |
| まごころダイレクト収集 | 11 |
| 敬老・金婚式の祝い品の贈呈 | 11 |
| ふとん丸洗いサービス | 12 |
| 日常生活用具給付・貸与 | 12 |

◆参加しましょう

| | |
|-----------------------|-----|
| ふれあい・いきいきサロン…………… | 1 3 |
| 老人クラブ連合会（星友クラブ連合会） …… | 1 3 |
| スポーツ講習会 …… | 1 3 |
| 元気アップ体操クラブ …… | 1 4 |
| 元気アップ体操教室 …… | 1 4 |
| 街かどデイハウス…………… | 1 4 |
| シルバー世代のスマートフォン教室…………… | 1 5 |

| | |
|----------------|-----|
| ◆日常生活自立支援事業 …… | 1 6 |
|----------------|-----|

| | |
|----------------------|-----|
| ◆高齢者に関わる税の控除・減額制度 …… | 1 6 |
|----------------------|-----|

| | |
|------------------|-----|
| ◆成年後見制度利用支援事業 …… | 1 7 |
|------------------|-----|

| | |
|-------------|-----|
| ◆関係機関の一覧 …… | 1 8 |
|-------------|-----|

社会福祉協議会
ボランティアセンター
シルバー人材センター

◆相談しましょう

◎介護についての相談

交野市地域包括支援センター

地域包括支援センターでは、在宅で高齢者を介護される方からの相談や、高齢者自身からの相談を、介護・福祉・健康・医療のさまざまな面から総合的に支え、住み慣れた地域でいきいきと自分らしく生活するための支援をします。

相談ごと、心配ごと、悩みごとなどあれば直接、センター（ゆうゆうセンター・1階）にお越しいただくか、電話でお気軽にご相談ください。

費用は無料です。

【主な支援内容】

●高齢者の総合相談窓口です

介護・福祉・健康・医療や生活に関する心配ごと、悩みごとへの対応・支援をします。

●自立して生活できるよう支援します

事業対象者・要支援1・2と認定された人、支援や介護が必要となるおそれの高い高齢者に対して介護予防サービスの調整やケアプランの作成を行います。

●さまざまな機関との連携を図ります

地域のケアマネジャーに対する支援や、高齢者のみなさんを取り囲むさまざまな機関との連絡・調整を行います。

●高齢者のみなさんの権利を守ります

成年後見制度の利用促進、高齢者虐待の早期発見・予防、消費者被害防止の情報提供をするなど、人権や財産を守る支援をします。

〔問い合わせ先〕

○交野市地域包括支援センター

（ゆうゆうセンター1階）

交野市天野が原町5-5-1

電話 893-6426（直通） Fax 895-1192

◎生活全般についての相談 — 社会福祉協議会

高齢者、障がい者、児童など分野を問わず、制度の狭間の問題等福祉に関する総合的な相談をコミュニティソーシャルワーカー（福祉のなんでも相談員）が受けています。

どのようなことでも構いませんので、直接お越しいただくか、電話でお気軽にご相談ください。相談費用は無料です。

*お問い合わせ：交野市社会福祉協議会（ゆうゆうセンター）
（平日）午前9時～午後5時

◎健康についての相談 — 健康増進課

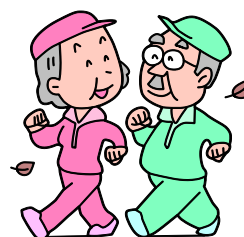
| | 内 容 | 費用 | 場 所 | 日 時 |
|------------------|-----------------------------------|--------|-------------------------|--|
| 健 康 相 談 | 心身の健康に関するご相談に電話・窓口にて応じます。 ※要予約 | 無 料 | 健康増進課 電話 893-2111 | 毎日（土日祝を除く） 午前9時～ 11時30分 午後0時45分～ 4時30分 |

◆健康な生活のために

健康手帳の交付 — 健康増進課

健康診査の結果など、必要な事項を記録し、医療や日常の健康管理（生活習慣病や介護予防）に活用できる手帳をお渡しします。

- 対 象：40歳以上の市民
- 費 用：無料
- 交付場所：ゆうゆうセンター及び市内の医療機関



健康診査（がん検診・成人歯科健診など） — 健康増進課

【がん検診】

がんは死因の第1位。中でも増加しているのは、肺がん・大腸がん・乳がんです。あなたの大切な家族・友人のためにもがん予防に取り組みましょう。

- 対象：40歳以上の市民（検診内容により対象年齢等が異なります）
- 費用：各500円
※交野市国民健康保険加入者は無料
※結核・骨粗しょう症検診無料（ゆうゆうセンターのみ）
- 場所：市内医療機関・・・令和8年4月～令和9年1月末
ゆうゆうセンター・・・令和8年5月～令和9年3月

【成人歯科健診】

歯周病やむし歯などの歯科疾患を早期にみつけ、生涯にわたる健康なお口づくりのために歯科健診を行っています。

- 対象：年度内に満20歳・30歳・40歳・50歳・60歳・70歳になる市民
- 費用：500円
- 場所：市内の実施医療機関

高齢者肺炎球菌予防接種 — 健康増進課

希望される方に高齢者肺炎球菌の予防接種を行っています。

- 対象：①接種当日に65歳の市民で初めて（自費での接種を含む）肺炎球菌予防接種（ニューモバックス）を接種される人
②接種当日満60～64歳で身体障害者手帳に心臓・じん臓又は呼吸器機能の障がいや、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫障がい
で1級の記載がある市民
- 費用：2,000円
生活保護世帯に属する上記対象者は無料
（生活保護受給者証を医療機関窓口へ提示してください。）
- 場所：交野市定期接種実施医療機関
上記以外で接種される場合は事前に依頼書の申請が必要
- 注意事項：定期接種の対象となるのは生涯1度きりです
これまでに高齢者肺炎球菌（ワクチン名：ニューモバックス）を接種したことがある人は対象外
※予防接種は法律の改正等により変更されることがあります

高齢者帯状疱疹予防接種 — 健康増進課

希望される方に高齢者帯状疱疹の予防接種を行っています。

- 対象：①年度内に65歳になる方
②令和7年度から11年度までの経過措置として、その年度内に70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳になる方
③満60～64歳で身体障害者手帳にヒト免疫不全ウイルスによる免疫障がい1級の記載がある市民
- 費用：帯状疱疹ワクチンには、生ワクチンと組換えワクチンの2種類があり、いずれか1種類を接種します。
 - ・生ワクチン1回3,000円（1回接種）
 - ・組換えワクチン1回7,500円（2か月以上の間隔で2回接種）生活保護世帯に属する上記対象者は無料
（生活保護受給者証を医療機関窓口へ提示してください。）
- 場所：交野市定期接種実施医療機関
上記以外で接種される場合は事前に依頼書の申請が必要
- 注意事項：定期接種の対象となるのは生涯1度きりです

※予防接種は法律の改正等により変更されることがあります

高齢者インフルエンザ予防接種 — 健康増進課

「広報かたの」10月号でご案内します。

高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種 — 健康増進課

「広報かたの」10月号でご案内します。

頭の元気度チェック — 高齢介護課

認知機能の測定を行います。測定機器を用いて対面で行うものと電話で対話により行うものがあります。

申込時期や日時などは広報やチラシなどをご確認ください。

- 対象：市民でかつ次に①②に該当しない人
 - ①認知症の診断を受けている人
 - ②認知症の治療を受けている人
- 年齢：測定機器によるもの・・・65歳以上
電話によるもの※・・・40歳以上
※1人につき年度内1回限り
- 費用：無料
- 申込：必要

脳に効く音読教室 — 高齢介護課

音読は脳を活性化させ、認知症予防の期待ができます。また、声を出すことでストレスを発散したり、お口周りの筋肉を鍛えることで、高齢に多くみられる誤嚥性肺炎の予防にもつながります。(詳しくは、広報紙でお知らせします。)

- 対象：市内在住の概ね65歳以上の方
- 費用：無料

体力測定会 — 高齢介護課

体組成計を使って、部位別筋肉量や体内の水分量・タンパク質・ミネラル・体脂肪などを測定します。また、結果をもとに運動メニューなど健康アドバイスをを行います。

(詳しくは、広報紙でお知らせします。)

- 対象：市内在住の概ね65歳以上の方
- 費用：無料

◆在宅生活を応援します

高齢者補聴器等購入費助成事業 — 高齢介護課

加齢等により耳が聞こえにくくなった人に対し、補聴器等の購入に要する費用を助成します。

- 対象：以下のすべての条件を満たす人
 - ①市内に住所を有する満65歳以上の人
 - ②市民税非課税世帯又は生活保護世帯に属する人
 - ③聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない人
 - ④耳鼻咽喉科医師の診断を受け、補聴器等の必要性を認める証明を受けた人
- 助成内容：30,000円を上限として一人につき1回限り

高齢者家族やすらぎ支援事業 — 地域包括支援センター

家族の介護疲れなどで休息が必要なときや、外出時に、「やすらぎ支援員」が認知症の高齢者などのお宅を訪問して、話し相手や見守りを行い、家族を支援します。
(直接の介護は行いません)

- 対象：在宅で生活されている概ね65歳以上の認知症の方、及び介護者家族等
- 利用日及び時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時半～午後5時
1ヵ月に10時間以内（1回で5時間以内）
- 費用：1時間当たり80円

徘徊高齢者等SOSネットワーク事業 — 高齢介護課

徘徊等のため行方が分からなくなった方を、関係機関の協力を得ながら、早期に発見できるように関係機関にFAXやメールにて捜索の協力を依頼するシステムです。

事前登録を済ませると、実際に高齢者が徘徊等で行方不明になられた時にも来庁することなく、電話での依頼が可能になります。

- 対象：65歳以上の市民
- 事前登録に必要なもの：対象者の写真

認知症高齢者等見守り二次元コードシール交付事業 — 高齢介護課

徘徊する可能性のある高齢者が外出し行方不明となったとき又は警察等の関係機関で保護されたとき、早期の安全確保や身元の判明につながるために、スマートフォン等で読み取ると交野市の連絡先等が表示される二次元コードシールを交付します。

また、この事業の利用者は、日常生活における偶然な事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われる、賠償責任保険へ加入することもできます。(保障内容 最大1億円)

- 対象 象：認知症状により徘徊する可能性のある概ね65歳以上の高齢者
(認知症または若年性認知症に相当すると認められる者を含む)
- 交付枚数：5枚
- 費用：無料(賠償責任保険を含む)

高齢者ガイドヘルプサービス — 高齢介護課

一人で外出することが困難な高齢者に対し、ガイドヘルパーを派遣し外出時の支援をします。(通院介助は除く)

- 対象 象：原則として、市内に外出の援助が可能な家族などのいない65歳以上の高齢者で、一人で外出することが困難な、障がい者施策の対象とならない方。また、利用可能な行き先等には、決まりがありますので、詳しくはご相談ください。
- 利用できる時間：午前7時～午後7時(土・日・祝日も利用できます)
年間合計で48時間以内(年度途中での登録の場合は、月4時間として月割りで算出)
- 費用：1時間まで160円、その後15分ごとに40円。
タクシーや電車などの交通機関を利用した場合の運賃などは、ガイドヘルパーの分も含め、別途利用者負担となります。

地域住民への見守り — 福祉総務課

民生委員は、地域でお住まいの高齢者等の見守りを行っています。見守りを希望される方は、ご連絡ください。

また、民生委員は、地域住民の身近な相談役として各地域にいますので、ご心配ごとや悩みごと等がありましたらご相談ください。民生委員には、守秘義務がありますのでご安心ください。

生活管理指導短期宿泊事業 — 高齢介護課

介護者の一時的な不在や、高齢者のみの世帯で一時的に体調不良となり生活が困難になった時などに、老人ホームに宿泊していただくことができます。

事前登録を済ませると、電話で利用の申し込みができます。

申請にあたっては、医師の情報提供書が必要な場合があります。

- 対象 象：概ね 65 歳以上の方で、介護保険において「要介護」「要支援」の認定を受けていない方
- 利用日数：年度内で、14日以内（1回で7日以内）

| 施設名 | 内容 | 費用 | その他 |
|-----------|---------|-----------------|-----------------------|
| 市内の介護保険施設 | 基本料(1日) | 740円 | (生活保護世帯は免除) |
| | 送迎(片道) | 190円 | |
| | 食費 | 300円～ 1,300円 | (世帯の所得・課税状況により異なります。) |
| | 滞在費 | 0円～ 1,370円 | (世帯の所得・課税状況により異なります。) |

高齢者・障がい者等外出支援事業 — 福祉総務課

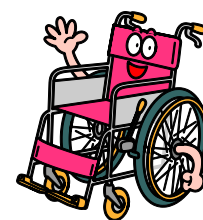
対象者におりひめバス乗車券もしくはタクシーチケットを支給します。

年齢やお体の状態等により対象となる事業が異なりますので、詳細については福祉総務課までお問い合わせください。

*お問い合わせ：福祉総務課 電話：893-6402（直通）

車いす等の貸出 — 社会福祉協議会

車いす・松葉杖などの貸出を行っています。



- 対象 象：市内在住で、ケガや病気等の理由により一時的に外出に関する困りごとを抱える方
- 期間：1週間（状況に応じて1か月、最高6ヶ月まで更新可能）
- 費用：無料



移送サービス事業 — 社会福祉協議会

ひとりでタクシー等の公共交通機関を利用して外出することが難しい方に、運転ボランティアの協力をえて、福祉車両を使用して外出支援を実施しています。

- 対象：交野市に住民票があり、かつ交野市内にお住まいの方で以下の①または②のいずれかに該当する方
 - ①要介護認定・要支援認定を受けている方
 - ②身体障がい者手帳を所持している方
- ※利用される方の安全確保のため介助人(1人)の同乗が必要です。
※利用されるには事前に登録面談が必要です。
- 利用回数：月3回
 - 利用料金：初乗り走行2kmまで500円、以後1km単位ごとに200円加算。
【キャンセル料について】
予約時間の1時間前までに連絡がない場合は、キャンセル料として1回500円を徴収。
 - 運行範囲：交野・四條畷・寝屋川・守口・枚方（発着のいずれかが交野市内であること）
 - 利用日時：平日の午前9時30分から午後4時30分（ただし、ゆうゆうセンター発着時間）

訪問理美容サービス — 高齢介護課

自力で、または介助があっても、理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者等に対し、自宅に出張して理美容サービスを提供します。

- 対象：概ね65歳以上の高齢者で、介護保険において「要介護3」以上の認定等を受けている方、または身体障がい者のみの世帯
- 利用回数：年度で4回
- 費用負担：自宅への出張費分（上限1,000円）を助成
（理美容料金は、利用者負担）



緊急通報システム — 社会福祉協議会



概ね 65 歳以上の一人暮らしの方等の高齢者の安全確保のために、緊急通報装置を貸与します。

●内 容：急病等の緊急時に、緊急ボタンを押すことによってナースコールセンターにつながり、相談員と会話ができます。緊急時には 協力員や警備員が駆けつけたり、消防署に連絡をします。相談ボタンで健康相談もできます。

●対 象：概ね 65 歳以上の一人暮らしの方。
上記以外の方でも必要とされる方は世帯の状況等によりご利用いただけます。

対象者は下記の I・II の 2 種類に分かれます。

【対象者 I】概ね 65 歳以上の一人暮らしの方。

緊急通報装置の設置費用、リース料は、市が負担します。月々の通話料（メンテナンス料を含む）は、自己負担となります。

【対象者 II】対象者 I に該当しない方で、昼間のみ一人暮らしの世帯も対象となります。（条件有り）

リース料の月額 1,650 円（税込）と、月々の通話料（メンテナンス料を含む）は、自己負担となります。

※【対象者 I】【対象者 II】の詳細な条件につきましては、交野市社会福祉協議会までお問合せください。

お元気コール — 社会福祉協議会

月に 2 回程度、ナースコールセンターから利用者宅に電話して健康状態の確認を行います。

（※利用には緊急通報装置の設置が必要です。）

●対 象：緊急通報装置を設置している、概ね 65 歳以上の一人暮らしの方
●費 用：無料

まごころダイレクト収集 — 環境事業課

家庭から出されるごみを、自らごみステーションまで排出することが困難な一人暮らしの高齢者や障がいのある方に対して戸別収集を行っています。各家庭の玄関先（協議し決定した場所）までごみの収集に伺います。

- 対象：現にホームヘルプサービスを利用している一人暮らしの方で、下記の①から⑥のいずれかに該当する方
 - ①要介護認定において、要介護・要支援認定を受けている方
 - ②基本チェックリストにより、事業対象者となられた方
 - ③身体障がい者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級又は2級に該当する方
 - ④大阪府療育手帳の交付を受け、知的障がいの程度がAに該当する方
 - ⑤精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する方
 - ⑥前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める方（例：二人暮らしで2人とも上記①から⑤のいずれかに該当し、ごみ出しが困難な世帯）
- 申請：「まごころダイレクト収集申請書兼受付表」を環境事業所、高齢介護課（対象者①②）、障がい福祉課（対象者③④⑤）のいずれかに提出。関係担当職員による訪問調査を行い、審査の上、後日結果を通知でお知らせします。
- その他：近隣の方、親族、ホームヘルパーなどの協力でごみ出しが可能な方は、利用の対象になりません。

*お問い合わせ：環境事業課（環境事業所内） 電話：892-2471
〔高齢介護課（対象①②）
障がい福祉課（対象③④⑤）〕 電話：893-6409（直通）

敬老・金婚式の祝い品の贈呈 — 高齢介護課

毎年9月15日現在、100歳の方のご自宅へ、お祝い品をお送りします。また、金婚式を迎えられた御夫婦で申請をされた方には、お祝い品を贈呈します。（詳しくは、広報（8月号）でお知らせします。）

ふとん丸洗いサービス — 高齢介護課

寝具等の丸洗い、乾燥消毒等の費用を助成します。

- 対象：心身の障がい及び傷病等の理由により、寝具類の衛生管理が著しく困難な、概ね 65 歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯
- 利用回数：年に 2 回まで（1 回の利用につき、寝具類は 2 枚まで）
- 助成額：1 回につき、7,150 円（超過分は自己負担）

日常生活用具給付・貸与 — 高齢介護課

概ね 65 歳以上の方を対象に、在宅での日常生活を安全で暮らしやすくするための用具を、給付・貸与します。

（【 】内は各品目の給付限度額です。）

●内容：

- ①
- | | | | |
|-----|-------------------|-------|----------------------------------|
| ① { | 電磁調理器【41,000 円】 | } 対象： | 心身機能の低下により、防火などの配慮が必要な、一人暮らしの方など |
| | 火災警報機【15,500 円】 | | |
| | 自動消火器【28,700 円】 | | |
| | 老人用電話【83,000 円】 → | 対象： | 一人暮らしの方で緊急通報の設置を必要とする方 |
- （電話回線の加入権）

※老人用電話は、電話回線の加入権の貸与となります。

月々の基本料金及び通話料と解約時の手数料は、自己負担となります。

- ②
- | | | |
|-----|------------------|--|
| ② { | 入浴補助用具【90,000 円】 | 対象：入浴に介助が必要な方で、介護保険「非該当」となった方 |
| | 歩行支援用具【60,000 円】 | 対象：下肢が不自由な方で、介護保険（手すり・杖・歩行器等） 「非該当」となった方 |

- 費用：世帯の生計中心者の前年の所得税額に応じてご負担いただきます。詳しくは、ご相談ください。

◆参加しましょう



ふれあい・いきいきサロン — 社会福祉協議会

地域で暮らす高齢者が、寝たきりや閉じこもりにならず、いつまでも元気にいきいきと過ごせるよう、地域の公民館や集会所などを会場に、参加者や校区福祉委員、地域のボランティアが協働で企画・運営しています。

おしゃべりを楽しんだり、無理なく身体を動かしたりとリフレッシュできる仲間作りの場です。お気軽にご参加ください。

- 対象：地域にお住まいの高齢者
- 開催場所：市内の小校区ごとに1～数カ所
- 開催回数：おおむね月1回程度
- 費用負担：開催場所によって異なります

老人クラブ連合会（星友クラブ連合会） — 高齢介護課

市内各地域の老人クラブで構成され、年間を通してカラオケ大会やグラウンド・ゴルフ大会、ボウリング大会や俳句大会、旅行など色々な行事を開催したり、各地域の友愛活動にも積極的に取り組んでいます。お近くの老人クラブへの参加については、高齢介護課までお問合せください。

スポーツ講習会 — 高齢介護課

高齢者のスポーツ振興と介護予防を目的に、身体に無理なく楽しめる様々なスポーツの講習会を実施しています。

（詳しくは、広報紙でお知らせします。）

- 対象：市内在住の65歳以上の初心者の方
- 費用：無料



元気アップ体操クラブ — 高齢介護課

運動習慣のない方でも、無理なく安全に運動を継続していただける体操クラブです。ストレッチ体操、頭の体操、筋力アップ体操、有酸素運動を行います。お住まいの地区に関わらず、どなたでも参加無料、事前申し込み不要です。(開催場所・日時等、詳しくは、広報紙、または高齢介護課窓口で配布しているチラシをご確認ください。)

元気アップ体操教室 — 高齢介護課

交野市内の集会所や公民館等で開催されており、身近な場所で参加できます。場所や日時は地域等により異なりますので、詳しくは冊子「生涯現役に役立つ～あなたの街の介護予防～」をご確認ください。

街かどデイハウス — 高齢介護課

高齢者の方が要介護状態にならず、住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を続けられるよう、介護予防や閉じこもり予防の観点から援助を必要とする方に介護予防活動・趣味活動・給食などのサービスを日帰りで提供します。

- 対象：市内在住の概ね 65 歳以上で要介護認定をうけておられない方
- 費用：利用料：1 時間あたり 100 円
1 食あたり 400 円

(市内の街かどデイハウス)

| 名前 | 住所 | 電話番号 |
|---------------|-----------|----------|
| 街かどデイハウスかたの美来 | 東倉治 5-8-8 | 891-0061 |
| 街かどデイハウスみっちゃん | 私市 8-16-7 | 892-4132 |

シルバー世代のスマートフォン教室 — 高齢介護課

スマートフォンの基本的な操作方法を身に付け、情報収集やコミュニケーションに活用できることで、生きがいをづくりや介護予防を目指します。

(詳しくは、広報紙でお知らせします。)

- 対 象：市内在住の 65 歳以上でスマートフォンの利用に不安がある方
- 費 用：無 料



◆日常生活自立支援事業 社会福祉協議会



判断能力が不十分な方が、地域で安心した生活を送れるよう、各種サービスを提供します。

相談は無料でお受けしています。

- ・福祉サービスの利用援助（情報の提供、相談など）
- ・日常的金銭管理サービス
（年金の受領・税金の支払い・日用品購入の代金支払いの手続きなど）
- ・書類などの預かりサービス（各種証書・通帳・実印・銀行印など）
- 対象：認知症の高齢者や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な方で、かつ契約能力のある方
- 費用：・年会費：本人の前年分所得税額に応じて異なりますので、ご相談ください。
 - ・利用料：1回につき1,000円（生活保護世帯は無料）
 - ・貸金庫利用：実費負担

◆高齢者に関わる税の控除・減額制度

それぞれ対象となる条件等の規定がありますので、詳しくはお問合せください。

- ・介護保険サービスの利用料の医療費控除
- ・おむつ代にかかる医療費控除
- ・要介護認定の状況等による税の障がい者控除
- *お問い合わせ：高齢介護課 電話：893-6409
 - ・住宅のバリアフリー改修にかかる所得税の控除・固定資産税の減額
 - ・税の申告方法については下記税務室にてご確認ください
- *お問い合わせ：税務室 電話：892-0121（代表）

◆成年後見制度利用支援事業

認知症等の高齢者や、その親族に対して、成年後見制度の申立てに関する相談に応じます。

“成年後見制度”とは……

認知症の方、知的障がいのある方、精神障がいのある方など、判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上保護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を、自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。

このような方々を、支援する後見人等を家庭裁判所が選任します。

- 中核機関こうけん・ゆうゆうサポート：交野市社会福祉協議会
 - ・成年後見制度を身近に感じてもらうため、研修会の実施や広報等での周知、制度の利用を検討している人への相談、アドバイスなどを行います。

- 申立ての相談・支援：交野市地域包括支援センター
 - ・成年後見制度の申立てを行う親族等に対し、必要な支援や相談を行います。

- 申立て費用の助成：高齢介護課
 - ・交野市在住の認知症高齢者等に対する申立てを行う親族がその費用の捻出が困難な場合に助成します。（後見人等選任後、認知症高齢者等ご本人より返還いただく場合があります。）

- 後見人等報酬費の助成：高齢介護課
 - ・後見人等の報酬助成を受けなければ制度の利用が困難な方に対し、その費用の一部又は全部を助成します。



◆ 関係機関の一覧



○ 社会福祉協議会

地域福祉の向上、社会福祉を目的とする各種の事業を行います。活動としては、校区福祉委員会活動の推進・ボランティアセンターの運営・福祉のなんでも相談・日常生活自立支援事業・共同募金活動・車いす・松葉杖など福祉用具貸出・移送サービス・善意銀行の預託受付・生活福祉資金の貸付・介護予防支援・ゆうゆうセンターの部屋の貸出・交野市地域包括支援センターの運営などを行っています。年に4回、「社協だより」を発行しています。

◆ 交野市社会福祉協議会（ゆうゆうセンター）

交野市天野が原町5-5-1 電話 895-1185 FAX 893-6423



○ ボランティアセンター

ボランティアセンターを拠点として、ボランティアをしたい方がボランティアセンターに登録して活動しています。ボランティア講座や研修会により、ボランティアの育成・支援をしています。

ボランティアをしたい方、またボランティアに来て欲しい方のご相談に対応し、調整をしています。

◆ 交野市立ボランティアセンター（ゆうゆうセンター西側）

交野市天野が原町5-5-1 電話 894-3737 FAX 891-3340

○ シルバー人材センター

市内在住の60歳以上の高齢者の方を会員として、希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会を確保・提供するとともに、無料の職業紹介を行います。

◆ 交野市シルバー人材センター（ゆうゆうセンター西側）

交野市天野が原町5-5-1 電話 893-0430 FAX 892-6761

MEMO

保健福祉サービスのしおりをご利用のみなさまへ

◎このしおりの内容は、ごく簡単にまとめて表現してありますので、もう少し詳しく知りたいところや、わかりにくいところがありましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

◎諸制度をご利用になる場合、ほとんどが事前に手続きが必要となりますので、手続き方法・提出書類などをお問い合わせください。

各事業の詳細については、下記へお電話ください。

交野市立保健福祉総合センター（ゆうゆうセンター）

〒576-0034 交野市天野が原町5丁目5番1号

高齢介護課 072-893-6409

福祉総務課 072-893-6402

健康増進課 072-893-2111

交野市ホームページ

<https://www.city.katano.osaka.jp>